

貞昌院本堂客殿使用規程

近年、諸般の事情によりご自宅での葬儀が困難な状況となりつつあります。

貞昌院では本堂客殿広間を下記使用規程により檀信徒の皆さんに利用していただくことができます。その際は、葬儀の規模・どの部屋を使うか・日時時間などについて、事前の打合せが必要となりますので、どうぞよろしくお願いたします。

第1条 この規程は、貞昌院（以下、当院）本堂・客殿の葬儀目的での使用について定めたものです。葬儀以外の目的でご利用の場合は別途ご相談に応じます。

第2条 当院住職導師による当院檀信徒様の葬儀に限り使用できます。

- 2 使用に当たっては、できるだけ早く当院の予定を問い合わせください。先約ある場合は利用できない可能性があります。
- 3 宿泊は原則としてできません。
- 4 葬儀利用の場合、当院の指示に従っていただける業者であれば、葬儀業者の指定はいたしません。なお、当院でご紹介することも可能です。
- 5 料理、飲食に関して、発注依頼先の指定はありません、依頼者の責任でお願いいたします。

第3条 本堂・客殿の利用時間は、通夜の日午後3時より葬儀・告別の日の出棺までを基本とします。また、夜間の閉館時刻は、通夜開式時刻から3時間後とさせていただきます。

- 2 使用できる部屋の範囲、設斎場所、駐車場については、その都度、事前の打合せにより決めさせていただきます。
- 3 ご遺体搬入は、通夜当日の午後3時以降とします。
- 4 出棺以降、初七日法要から設斎については、通常の法要と同じ規程を適用します。

第4条 火気の扱い（蝋燭、線香、タバコ等）には充分留意ください。

- 2 ごみ、食べ残し等についてはお持ち帰りをお願いいたします。
- 3 当院設備の破損等については利用者の責任において御負担願います。
- 4 物品の盗難、事故等の責任は当院では負いかねます。

第5条 当規程の「本堂・客殿使用料に相当する献香料」は別途定めるものとします。

第6条 その他、この規程に無い事項については、法令の定めによるほか、その都度当院が決定します。

第7条 この規程は平成18年10月1日より運用します。

追記 葬儀に本堂・客殿を使用する場合には、通常の「葬儀布施」とは別に、第5条の「本堂・客殿使用料に相当する献香料」をお願いしています。この献香料については、一般葬祭場室料程度（葬儀の規模により5～15万円程度）を目安とさせていただきます。